平成２７年（フ）第４５３号
相模原市緑区大島996番地６　ハイツさがみ野102
破産者　末本　裕幸
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５１号
富山県黒部市宇奈月温泉53番地１
破産者　延對寺　篤
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７５号
富山県高岡市末広町13番23号、開始決定時の住所富山県高岡市鴨島町43番地
破産者　中山　千里
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第５０号
静岡県富士宮市狩宿254番地の８
破産者　井出　榮一
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第６７０号
愛知県清須市西枇杷島町芳野２丁目２番地１ニシキマンション303、開始決定時の住所愛知県清須市東須ケ口54番地１　藤和シティコープ須ケ口弐番館304号
破産者　鈴木　浩
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３８９３号
大阪市平野区平野本町５丁目７番８号
破産者　松尾　政治
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６２２号
大阪府東大阪市大蓮東１丁目21番７号
破産者　吉田知佳子
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４８号
大阪市西区土佐堀１丁目５番15―919号、前住所埼玉県川口市大字里1190番地の228
破産者　内木　勇
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１３９号
大阪府摂津市千里丘２丁目２番16号
破産者　福山　幸子
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６０９号
兵庫県伊丹市中央５丁目２番６―405号、開始決定時大阪市港区夕凪１丁目10―18　夕凪荘408号室
破産者　住野　国博
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０５９号
大阪府吹田市豊津町46番Ｔ５―206号
破産者　木村エンジニアリングこと　木村　豊
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６３８号
大阪府大東市御供田１丁目７番６号
破産者　スピードワークこと　福本　晃
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７６２号
大阪府松原市高見の里１丁目２番35―301号
破産者　鍛治　治子
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１４７号
神戸市灘区鹿ノ下通３丁目５番21―201号、従前の住所神戸市灘区大石東町４丁目１番11号
破産者　中川　清尊
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０５号
兵庫県伊丹市池尻７丁目40番地　藤春館103号
破産者　石田　郁代
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第５３２号
兵庫県姫路市庄田170番地
破産者　宇久製胛所こと　宇久　貞子
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５４５号
北九州市八幡西区永犬丸南町１丁目10番１号
破産者　福冨　恵庸
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部